

相模原市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 相模原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 相模原市の地域交通施策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者とするほか、必要に応じ市長が認めたものを委員に加えることができるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。任期期間中の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、任期満了後においても、後任の会長及び副会長が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 3 会議の議決の方法は、出席委員による全会一致を原則とする。ただし、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決する。
- 4 会議は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聞くことができる。
- 5 会議は公開とする。ただし、会長が必要であると認めたときは、会議を非公開とすることができる。

(文書協議)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長

は書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(1) 協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する内容のとき

(2) 法令、制度の変更に伴い会議を開催する暇のないとき

(3) やむを得ない理由により会議の開催が困難であると会長が認めたとき

2 前項の規定による決議については、前条第 3 項の規定に準じる。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 交通会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。

(庶務)

第 9 条 交通会議の庶務は、相模原市都市建設局まちづくり推進部交通政策課において行う。

(部会)

第 10 条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、部会を設置する。

2 部会の構成員は、第 2 条に掲げる協議内容に応じ、委員及び委員が属する組織等が推薦する者のほか、会長が必要と認める者を以って構成する。

3 部会に部会長 1 名を置き、部会長は会長が指名する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

相模原市長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は旅客
関東運輸局長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者
神奈川県警察
学識経験者